

令和5年3月 28 日
記者発表資料

令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金の公募を開始します！

社会状況の変化により事業に影響を受けている事業者を支援します

県では、電気やガス等エネルギー価格や原材料価格の高騰等により、事業に影響を受けている中小企業者等が、脱炭素や適正な取引関係の構築などの取組を通じて、賃上げを含む新たな付加価値の創造を実現するため、県内の事業所で実施する既存事業から新事業（新商品や新サービス、新たな生産方式）へのビジネスモデルの転換を支援する「令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」の公募を開始します。

1 補助制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業	自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入 など	補助対象経費の3/4以内	3,000万円 ※補助対象経費（税抜）100万円以上が対象

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

2 補助対象者

県内中小企業者等

※下記に該当する事業者等は申請できません。

- ・「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付（支払い）を受けた事業者。
- ・「令和4年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」で補助金の交付決定を受けた事業者（廃止事業者は除く）。

その他、詳細は公募要領をご確認ください。

3 補助金の申請等

(1)公募期間 令和5年4月1日(土曜日)から令和5年5月31日(水曜日)まで

※先着順ではありません。

(2)事業実施期間 交付決定日から令和6年2月29日(木曜日)まで

4 公募要領、申請書類等

・補助金の詳細は、別添「令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」をご確認ください。

・公募要領及び申請書類については、県ホームページをご確認ください。

<令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金>

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r5_tenkan.html

5 採択審査における加点措置

エネルギー・原材料価格が高騰する中、大企業・中小企業を問わず、取引先事業者等との共存共栄を進めるため、新たなパートナーシップを構築する必要があります。

県では、多くの企業の皆様にこの『パートナーシップ構築宣言』の取組みに参加していただき、適正な取引を推進していくため、『パートナーシップ構築宣言』を行った事業者に対して、採択審査時に一定の加点を行うこととしました。

宣言の趣旨を理解し、是非この取組みへの参加をお願いします。

『パートナーシップ構築宣言』の詳細は、次のホームページからご確認ください。

<パートナーシップ構築宣言ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

6 申請書類等提出先・問合せ先

次の提出先へ公募期間内に郵送してください（当日消印有効）。

【提出先】〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7 日本大通7ビル 3階
神奈川県ビジネスモデル転換補助金班

【問合せ先】神奈川県ビジネスモデル転換補助金班

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで

070-1187-0338、070-1187-0348、070-1187-0435、

070-1187-0382、070-1187-0464

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部

事業者支援調整担当課長

岸川 電話 045-285-0648

中小企業支援課ビジネスモデル転換補助金班

川合 電話 045-210-5556

神奈川県

令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金

1 事業の内容

電気やガス等エネルギー価格や原材料価格の高騰等により、事業に影響を受けている中小企業者等が、脱炭素や適正な取引関係の構築などの取組を通じて、賃上げを含む新たな付加価値の創造を実現するため、県内の事業所で実施する既存事業から新事業（新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式の導入）への転換に要する費用の一部を補助する「令和5年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」の公募を開始します。

公募期間	申請方法
令和5年4月1日（土）～令和5年5月31日（水）	郵送のみ（5月31日（水）消印有効）

※5月31日（消印有効）までに郵送された申請は全て受け付け、審査を行います（先着順ではありません）。
※補助金の交付決定日から令和6年2月29日（木）までに実施した事業が補助の対象となります。

2 補助対制度の概要

補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業	自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入など	補助対象経費の3/4以内	3,000万円 ※補助対象経費（税抜） 100万円以上が対象

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人。

※下記に該当する事業者は申請できません。詳しくは公募要領をご確認ください。

- 「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付（支払い）を受けた事業者。
- 「令和4年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」で補助金の交付決定を受けた事業者（廃止事業者は除く。）。

4 補助対象経費

費目	必須	任意	補助対象経費の上限額※
①機械装置等費	◎		なし
②施設工事費	◎		なし
③ITサービス導入費		○	30万円
④広告宣伝費		○	10万円

※上限額は、「補助金交付申請額」ではなく、「補助対象経費（税抜）」の上限額です。

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和6年2月29日(木)までに実施した事業です。

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日(令和6年2月29日(木))までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和6年3月1日(金)以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

5 主な補助要件 (その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。)

- (1) エネルギー・原材料価格の高騰等による事業環境への影響を乗り越えるため、新たに取り組む事業であること
- (2) 補助対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施すること
- (3) 営業許可等を受けている、又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること(行政の許可等が必要な業種の場合)
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づく措置を講ずる必要がないこと

6 採択審査における加点措置

エネルギー・原材料価格が高騰する中、大企業・中小企業を問わず、取引先事業者等との共存共栄を進めるため、新たなパートナーシップを構築する必要があります。

県では、多くの企業の皆様にこの『パートナーシップ構築宣言』の取組みに参加していただき、適正な取引を推進していくため、『パートナーシップ構築宣言』を行った事業者に対して、採択審査時に一定の加点を行うこととしました。

宣言の趣旨を理解し、是非この取組みへの参加をお願いします。

<パートナーシップ構築宣言ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

8 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手(発注・契約・登録・申込等)し、事業の完了(納品・工事完了等及び支払い)後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和6年3月8日(金)【消印有効】です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い(振込み)ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

申請・問合せ先

神奈川県ビジネスモデル転換補助金班

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7 日本大通7ビル 3階

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで

電話番号 070-1187-0338、070-1187-0348、070-1187-0435、070-1187-0382、070-1187-0464

ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r5_tenkan.html